

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 及び検疫法の一部を改正する法律」の概要

I. 感染症法の改正内容

1. 緊急時における感染症対策の強化

(1) 感染症の発生状況等の調査に関する国の事務の追加（第15条関係）

厚生労働大臣は、緊急の必要があると認めるときは、自ら感染症の発生状況等の調査を行うことができるとしている。

(2) 緊急時における感染症の予防等に関する計画の策定（第9条、第10条関係）

厚生労働大臣の定める基本指針及び都道府県の定める予防計画の中に、緊急時における感染症の予防等の計画の策定に関する事項を追加する。

(3) 関係行政機関に対する指示権限の創設（第63条の2関係）

厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、この法律の規定により都道府県知事等が行うこととされている事務に関し、必要な指示をすることとする。

2. 動物由来感染症対策の強化

(1) 動物の輸入に係る届出制度の創設（第56条の2関係）

感染症を感染させるおそれがある動物及びその死体を輸入する者は、輸出国における検査の結果、感染症にかかっていない旨の証明書を添付するとともに、種類、数量、輸入の時期等を届け出なければならないこととする。

(2) 感染症を感染させる動物等の調査（第15条関係）

感染症の発生状況等の調査において、感染症を感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者等に対し質問・調査することができることを明確化する。

(3) 獣医師等の責務規定の創設（第5条の2関係）

獣医師、獣医療関係者について、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないこととする。また、動物等取扱業者について、動物の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

3. 感染症法の対象疾病及び疾病分類の見直し等

(1) 感染症の類型の見直し等（第6条関係）

- ① 一類感染症に「重症急性呼吸器症候群」及び「痘そう」(天然痘)を追加する。
- ② 現行の四類感染症のうち鳥インフルエンザ等について、媒介動物の輸入規制、消毒、ねずみ等の駆除等の措置を講ずることができるようにするため、四類感染症の類型を見直す。

(2) 都道府県等による迅速な措置（第27条、第28条、第29条関係）

都道府県知事等が、市町村に指示するだけでなく、消毒及びねずみ等の駆除の措置を自ら行うことができるとしている。

(3) 地方公共団体における調査体制の強化・連携（第15条関係）

都道府県等は、感染症の発生状況等の調査を行うため、他の都道府県等に対し、検査研究機関の職員の派遣等の協力を求めることとする。

4. 検疫との連携（第15条の2関係）

都道府県知事等は、検疫法に基づき、検疫所長から検疫感染症に感染したおそれのある者であつて健康状態に異状が生じたものに係る通知を受けたときは、当該者に対し必要な質問又は調査を行うことができるこことする。

5. 罰則

2(1) 及び4に係る罰則を整備する。

II. 検疫法の改正内容

1. 検疫感染症に感染したおそれのある者に対する入国後の健康状態の確認等（第18条関係）

- ① 検疫所長は、検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者に対し、旅券の提示を求め、入国後の居所、連絡先、氏名及び旅程等の報告を求めるとともに、一定の期間、健康状態の報告を求め、質問を行うことができることとする。
- ② 検疫所長は、①の結果、健康状態に異状が生じた者を確認したときは、保健所その他の医療機関の診察を受けるべき旨その他必要な事項を指示するとともに、当該指示した旨を当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事等に通知しなければならないこととする。

2. 新感染症についての医師の診察（第34条の2関係）

厚生労働大臣は、外国に新感染症が発生した場合、当該新感染症の発生を予防し、まん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、検疫所長に、当該新感染症にかかっていると疑われる者に対する診察を行うことを行わせることができることとする。

3. 病原体の検査が必要な感染症の検疫感染症への追加（第2条関係）

国内への病原体の侵入を防止するため、医師による診察及び病原体の有無の検査が必要な感染症（デング熱、マラリア等）を検疫の対象となる感染症に機動的に追加することができるよう、検疫感染症の規定方法を見直す。

4. 新四類感染症に係る応急措置等（第24条、第26条の3関係）

感染症法の四類感染症の類型の見直しに伴い、①新四類感染症の患者等を発見した場合の診察・消毒等の応急措置、②新四類感染症の病原体保有者を発見した場合の都道府県知事等への通知の規定を整備する。

5. 罰則

1及び2に係る罰則を整備する。

III. 施行期日等

公布日：平成15年10月16日

施行日：平成15年11月5日。ただし、動物の輸入に係る届出制度の創設は、公布の日から2年以内で政令で定める日。

感染症対策の強化

最近の海外における感染症の発生状況、国際交流の進展等

※網掛け部分は今回の改正で措置

水際対策

(国内に常在しない感染症の海外からの侵入防止)

◎ 検疫

検疫の対象となる感染症の病原体が国内に侵入するおそれがある

- ・「ある」 → 隔離・停留
- ・「ほとんどない」 → 仮検疫済証の交付
 - ・感染症に感染したおそれのある者に対する入国後の健康状態の確認
 - ・健康状態に異状が生じた者を確認したときは、管轄の都道府県知事等に報告
- ・「ない」 → 検疫済証の交付

◎ 動物由来感染症対策

- ・輸入禁止（特定地域から発送されるサルなどの指定動物が対象）
- ・輸入検疫（指定動物の係留観察）
- ・輸入届出（指定動物以外で感染症を人に感染させるおそれがあるものの輸入について衛生証明書を添付して届出）

国内感染症対策

(感染症の発生予防・まん延防止・患者に対する医療の提供)

◎ 国の基本指針と都道府県の予防計画（緊急時における対策を追加）

- ◎ 医師・獣医師の届出（対象となる感染症を追加）
- ◎ 積極的疫学調査（発生状況、動向及び原因の調査）
 - ・緊急時には厚生労働大臣も自ら実施
 - ・感染症の発生状況の調査に関する都道府県等の連携

◎ 水際対策との連携

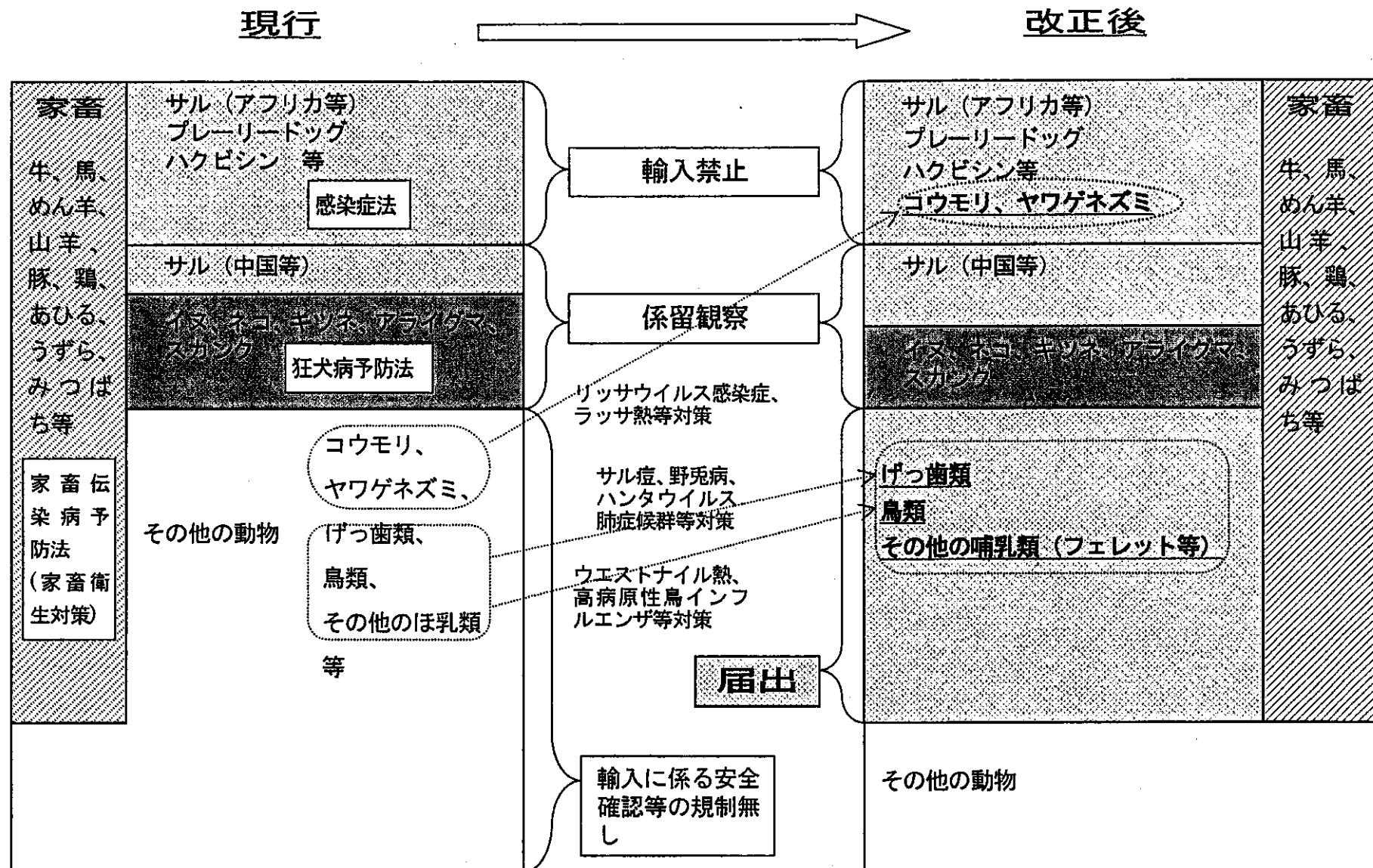
- ・都道府県知事等による健康状態に異状が生じた者に対する質問・調査
- ・調査結果を厚生労働大臣に報告

◎ 対象疾病・疾病分類に応じた措置

- ・1類感染症（最も重篤な感染症）に「重症急性呼吸器症候群（SARS）及び「痘そう」（天然痘）を追加
 - 患者の入院、消毒等の措置
- ・鳥インフルエンザ等動物から感染する感染症について新たに消毒等物的措置を講ずる。

緊急時における都道府県知事等に対する厚生労働大臣の指示

輸入動物の感染症対策の強化



今回の感染症法改正における疾病分類別の主な措置

- 1類感染症、2類感染症、3類感染症については、これまでと変わらない。
 ○ 旧4類のうち、消毒、動物の輸入禁止等の措置が必要なものを新4類感染症とし、旧4類と同じ対応のものを新5類感染症とする。

	1類感染症	2類感染症	3類感染症	新4類感染症	新5類感染症
疾病名の規定方法	法律	法律	法律	政令	省令
擬似症患者への適用	○	○	×	×	×
無症状病原体保有者への適用	○	×	×	×	×
積極的疫学調査の実施	○	○	○	○	○
医師の届け出	○(直ちに)	○(直ちに)	○(直ちに)	○(直ちに)	○(7日以内)
獣医師の届け出	○	○	○	○	×
健康診断の受診の勧告・実施	○	○	○	×	×
就業制限	○	○	○	×	×
入院の勧告・措置、移送	○	○	×	×	×
汚染された場所の消毒	○	○	○	○	×
ねずみ・昆虫等の駆除	○	○	○	○	×
汚染された物件の廃棄等	○	○	○	○	×
死体の移動制限	○	○	○	×	×
生活用水の使用制限	○	○	○	×	×
建物の立入制限・封鎖	○	×	×	×	×
交通の制限	○	×	×	×	×
動物の輸入禁止・輸入検疫	○	○	○	○	×

改正後の感染症の類型の性格について

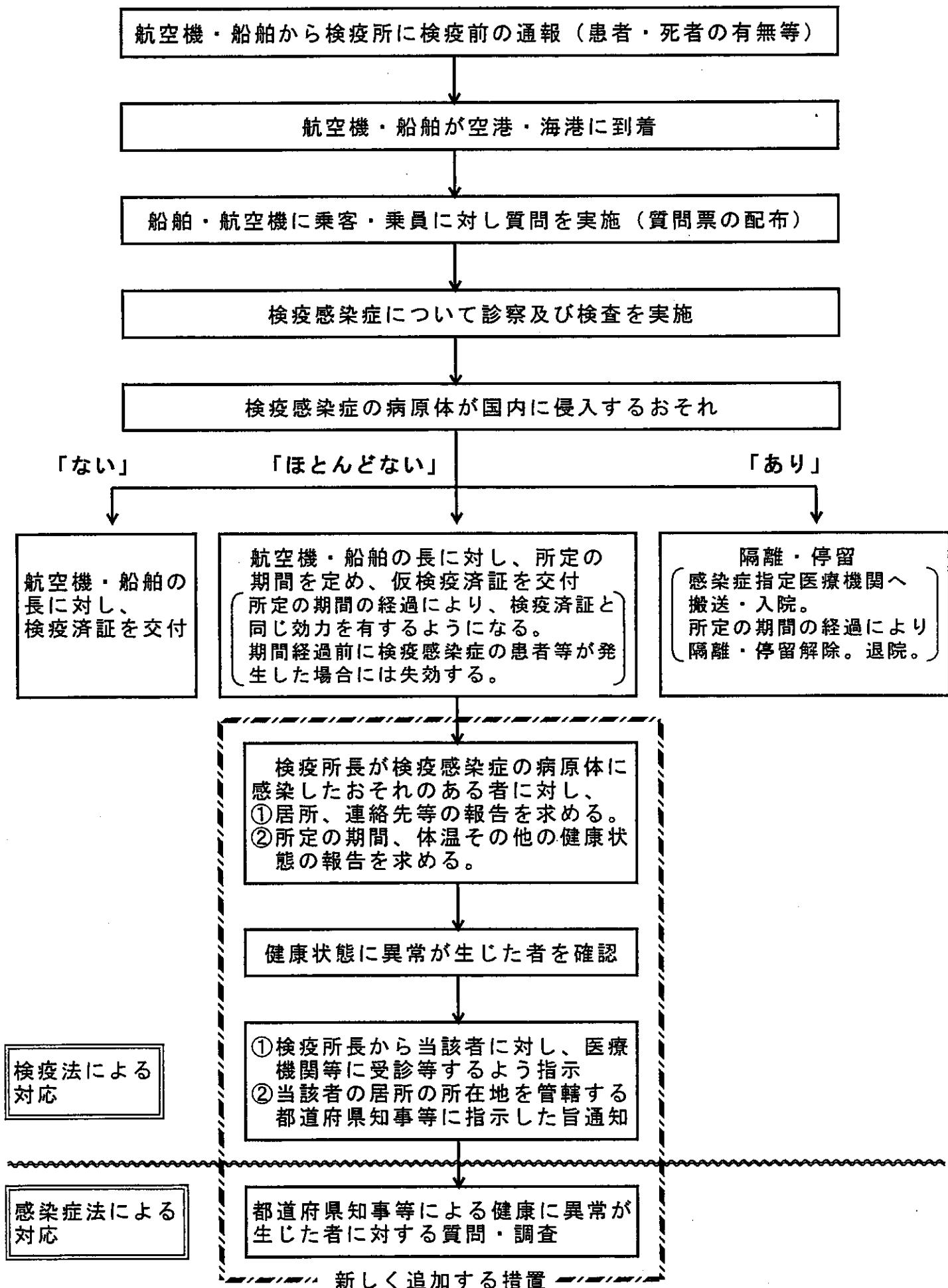
	性 格
1類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症。 ・患者、擬似症患者及び無症状病原体保有者について入院等の措置を講ずることが必要。
2類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症。 ・患者及び一部の擬似症患者について入院等の措置を講ずることが必要。
3類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点から見た危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症。 ・患者及び無症状病原体保有者について就業制限等の措置を講ずることが必要。
新4類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症(人から人への伝染はない。)。 ・媒介動物の輸入規制、消毒、物件の廃棄等の物的措置が必要。
新5類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・国が感染症の発生動向の調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に情報提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症。
指定感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・既知の感染症のうち上記1～3類に分類されない感染症であって、1～3類に準じた対応の必要性が生じた感染症。
新感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、当該疾病に罹患した場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

感染症法対象疾患の見直しについて

1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 追加・・・重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう（天然痘）
2類	急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス
3類	腸管出血性大腸菌感染症
新4類	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、炭疽、つつが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症 追加・・・E型肝炎、A型肝炎、高病原性鳥インフルエンザ、サル痘、ニパウイルス感染症、野兎病、リッサウイルス感染症、レプトスピラ症 変更・・・ボツリヌス症（「乳児ボツリヌス症（4類全数）」を変更）
新5類	(全数) アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトスパリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症 (定点) 咽頭結膜熱、インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザを除く。）、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、細菌性髄膜炎、水痘、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、麻しん（成人麻しんを含む。）、無菌性髄膜炎、メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症 追加・・・バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症（全数）、RSウイルス感染症（定点） 変更・・・尖圭コンジローマ（定点）（「尖形コンジローム」から変更）、急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く。定点把握から全数把握に変更）

(注) 従前の4類感染症は、媒介動物の輸入規制、消毒、ねずみ等の駆除、物件に係る措置を講ずることができる新4類感染症と、これまでどおり発生動向調査のみを行う新5類感染症に分けることとする。

検疫業務の流れ



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十五年十月三日 衆議院厚生労働委員会

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 SARSに係る感染症法上の類型については、ウイルスの解明、SARSの病態・感染経路の解明を急ぎ、治療薬・ワクチンの開発などの医療の状況も含め医学的知見の集積等を踏まえ、二年毎の見直しを行うこと。
- 二 検疫法第十八条第二項に規定する入国者に係る入国後の健康状態の報告義務については、SARSの疑いがある患者がいる医療機関で働いていた者や患者の家族等、濃厚接触のあつた者等に限定するなど、科学的根拠に基づいた運用を図ること。また、これらの者に係る個人情報の保護については万全を期すこと。
- 三 検疫については、国内の対策と密接な連携を取りつつ的確な運用に努めるとともに、感染症の発生状況に応じて機動的な対応が可能となるよう人員の配置等体制の強化に努めること。
- 四 保健所については、緊急時において、国、地方公共団体の関係行政機関と緊密な連携を図りつつ、住民に対して必要な情報の提供に努めるとともに、地域における感染症対策の中核機関として、その機能が十分果たせるよう機能強化を図るため必要な措置を講じること。
- 五 感染症患者や家族に対する差別や偏見が生じないよう、関係省庁間の連携を取りつつ、職場、地域、学校等への啓発を徹底すること。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十五年十月九日 参議院厚生労働委員会

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 SARSについては、ウイルス、病態及び感染経路の解明並びに治療法、治療薬及びワクチンの開発を急ぐとともに、これらの医学的知見の集積等を踏まえ、その感染症法上の類型について、二年ごとの見直しを行うこと。
- 二 検疫法第十八条第二項に規定する入国者に係る入国後の健康状態の報告義務については、SARSの疑いがある患者がいる医療機関で働いていた者や患者の家族等、濃厚接触のあった者等に限定するなど、科学的根拠に基づいた運用を図ること。また、これらの者に係る個人情報の保護については万全を期すこと。
- 三 検疫については、国内の感染症対策と密接な連携を取りつつ的確な運用に努めるとともに、感染症の発生状況に応じて機動的かつ柔軟に対応できるよう人員を配置する等体制の強化に努めること。
- 四 保健所については、地域における感染症対策の中核機関として、国、地方公共団体の関係機関と緊密な連携を図りつつ、住民に対する必要な情報の提供等、その役割が十分果たせるよう体制の強化を図ること。
- 五 感染症に係る施策の実施に当たっては、感染症患者やその家族に対する差別や偏見が生じないよう、関係機関との連携を取りつつ、職場、地域、学校等への啓発を徹底すること。
- 六 SARSに感染した疑いのある者に係る外来診療については、対応可能な体制を備えた拠点医療機関（協力医療機関）を定める等により、地域における医療提供体制に混乱が生じないよう必要な措置を早急に講ずるよう努めること。
- 七 生物テロへの対応については、引き続き、必要となる治療薬及びワクチンの確保に努めるとともに、医師、看護師、保健師等に対する教育・研修の充実を図ること。

八 感染症を人に感染させるおそれのある動物等の輸入に係る届出制度については、できるだけ早期に実施できるよう準備を急ぐとともに、当該動物等の所有者、管理者に対しては、それらの管理を適切に行うことができるよう必要な情報の提供等に努めること。

九 地球規模化する感染症問題については、海外の事例の収集、分析等を踏まえ、新感染症等への速やかな対応が可能となるよう人材の確保、研究機関の体制整備等を重点的かつ積極的に行うこと。また、海外における患者情報の把握及び発生源対策が重要であることにかんがみ、WHO及びASEAN並びに二国間協議等を通じた国際医療協力の一層の推進を図ること。

十 感染症の患者及び感染者に対し、その人権に配慮した良質かつ適切な医療が提供されるよう、医師、看護師、保健師等に対する教育・研修の充実、感染症専門医の育成等に努めるとともに、感染症指定医療機関について、その指定が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めること。

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第460号）について

1 政令案の背景と概要

痘そうが「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」（平成15年法律第145号）により、感染症法上の一類感染症に位置付けられることに併せて、予防接種による予防が効果的な同疾病について予防接種法に基づく予防接種を可能とするための措置を講じるもの。

2 改正内容

- ① 「痘そう」を予防接種法上の「一類疾病」とし、予防接種の対象とすること
- ② 厚生労働大臣が都道府県知事に臨時の予防接種を行うよう指示する際に、必要と認められる場合には、接種対象者について指示できるようにすること

3 施行日等

公布の日（平成15年10月22日）から施行。